



川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月28日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市条例第54号

## 川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2浦和東京線沿道地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第5号、第6号及び同条第6項第2号から第6号まで」を「第2条第1項第2号及び第3号、同条第6項第2号から第6号まで並びに同条第11項」に改め、同表大宮川口線沿道地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第6号まで（第2号の料理店を除く。）及び同条第6項第2号から第6号まで」を「第2条第1項第1号から第3号まで（第1号の料理店を除く。）、同条第6項第2号から第6号まで及び同条第11項」に改め、同表戸塚安行駅周辺地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第6号まで（第2号の料理店を除く。）及び同条第6項第2号から第6号まで」を「第2条第1項第2号及び第3号、同条第6項第2号から第6号まで並びに同条第11項」に改め、同表東川口駅周辺地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第6号まで及び同条第6項第1号から第6号まで」を「第2条第1項第1号から第3号まで、同条第6項第1号から第6号まで及び同条第11項」に、「第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項第2号から第6号まで」を「第2条第1項第2号及び第3号、同条第6項第2号から第6号まで並びに同条第11項」に改め、同表川口駅西口地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第6号まで及び同条第6項第1号から第6号まで」を「第2条第1項第1号から第3号まで、同条第6項第1号から第6号まで及び同条第11項」に、「第2条第1項第1号から第8号まで及び同条第6項第1号から第6号まで」を「第2条第1項第1号から第5号まで、同条第6項第1号から第6号まで及び同条第11項」に、「第2条第1項第1号から第8号までに掲げる」を「第2条第1項第1号から第5号まで及び同条第11項に掲げる」に改め、「から第4号まで」を削り、「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで及び同条第11項」に改め、同表上青木地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第7号まで及び同条第6項第1号から第6号まで」を「第2条第1

項第2号及び第3号」に改め、同表並木元町地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第7号まで」を「第2条第1項第1号から第4号まで及び同条第11項」に改め、同表川口金山町12番地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第8号まで」を「第2条第1項第1号から第5号まで及び同条第11項」に改め、同表飯塚1丁目3番地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第1号から第8号まで及び同条第6項第1号から第6号まで」を「第2条第1項第1号から第5号まで、同条第6項第1号から第6号まで及び同条第11項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。